

# 第3章 後期アクションプラン事業の概要と目標

## 1. 後期アクションプランの構成

前期アクションプランでは、短期の目標を設定するため、63 の推進施策のうち、「特に短期に取り組むべき施策」(31 施策)に該当する具体的な事業をアクションプラン事業(全 82 事業)として設定し、事業ごとの計画目標を設定しています。

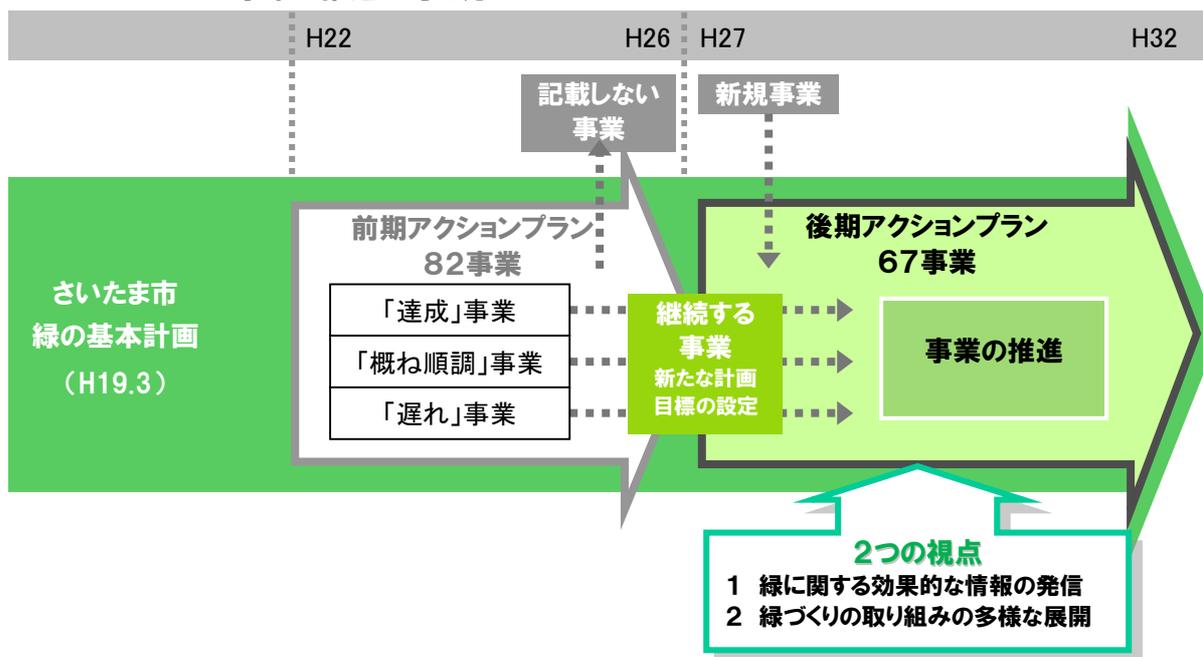
後期アクションプランは、緑の基本計画の目標年次に向けた総仕上げとなる計画であるため、緑の基本計画の4つの基本方針のもとに位置づけられている20の個別方針と、個別方針のもとに位置づけられている63のすべての各推進施策のもとに、該当する具体的なアクションプラン事業を配置し構成します(P5・6 参照)。

## 2. 後期アクションプラン事業の設定

後期アクションプランにおけるアクションプラン事業は、前期アクションプランにおいて平成 25 年度までに「達成」した事業、「概ね順調」となった事業、「遅れ」となった事業を含めて、新たな計画目標を設定し、引き続き継続していく事業とします。特に「遅れ」となった 8 事業については、平成 25 年度までの進捗状況を踏まえ、今後の取り組みにより事業の着実な推進を図っていきます。

また、新規に実施する事業や追加する事業を盛り込むとともに、前期アクションプランで一定の成果があった事業や廃止となった事業、施設整備が完了し維持管理を行うのみの事業等については、アクションプラン事業としての記載から削除するなど、整理を行ったうえで、67 事業を後期アクションプランにおけるアクションプラン事業とします。なお、事業内容によって複数の分野に該当し、各分野に重複して掲載している事業(再掲事業)を含めると 180 事業になります。

### ■アクションプラン事業の推進の考え方



### 3. 後期アクションプラン事業の概要と計画目標

後期アクションプランにおけるアクションプラン事業の概要と、事業ごとの計画目標を設定します。

#### 記載例

後期アクションプランの2つの視点のうち、どの視点に関連した事業であるかを示しています。

事業の概要と担当課所室を示しています。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>見沼田圃基本計画推進事業</b> 豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せて次期アクションプランを策定し、推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進
	<b>特別緑地保全地区の指定検討</b> 無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。 〔みどり推進課〕	3地区 1.9ha (H25年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha
	<b>自然緑地の保全・整備事業</b> 市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。 〔みどり推進課〕	28地区 7.79ha (H25年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha
<b>視点2</b>	<b>みどり愛護会の活動支援</b> 市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。 〔みどり推進課〕	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:248人(H26年3月31日現在)	継続
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>新規</b> <b>〔再掲〕</b> <b>サクラサク見沼田んぼプロジェクト推進事業</b> 見沼田んぼをステージに「日本一の桜回廊」の実現を目指し、桜に囲まれた自然環境豊かな魅力あるまちづくりを推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	①総延長:約19.2km ②「日本一の桜回廊づくり寄附金」創設済み(H26.1.1)	①総延長:20km以上(H28年度末) ②継続(H28年度末)

後期アクションプランに新たに掲載した事業を示しています。

複数の分野に該当し、各分野に重複して掲載している再掲事業を示しています。

平成32年度の目標(または当面の目標)を示しています。

※ 総合的・複合的な推進施策の場合などで直接該当するアクションプラン事業がない場合は、記載していません。

## 基本方針1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます

### (1) 緑のシンボルづくり

さいたま市の緑の大きな骨格を形成しており、首都圏の広域的な環境保全の役割を担っている見沼田圃と荒川、元荒川を本計画で基軸となる緑のシンボル軸、盆栽村・氷川神社周辺からさいたま新都心一帯の区域を緑のシンボル核、びん沼川・鴨川・鴻沼川・綾瀬川などについては、緑の骨格軸として位置づけ、これらの緑の軸と核については、保全・活用・整備によって機能を強化し、緑のシンボルづくりに努めます。

#### ①見沼田圃シンボル軸づくり

見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産とし、市民やボランティア・NPO、事業者と協働しながら、農地・斜面林・水辺を一体的にとらえ、国際的に誇れる「見沼の緑」の保全・活用・創造を積極的に推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>見沼田圃基本計画推進事業</b> 豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せ次期アクションプランを策定し、推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進
	<b>特別緑地保全地区の指定検討</b> 無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。 〔みどり推進課〕	3地区 1.9ha (H25年度末)	地区数: 8地区 総面積: 3.4ha
	<b>自然緑地の保全・整備事業</b> 市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたましみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。 〔みどり推進課〕	28地区 7.79ha (H25年度末)	地区数: 32地区 総面積: 9.2ha
<b>視点2</b>	<b>みどり愛護会の活動支援</b> 市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。 〔みどり推進課〕	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数: 248人(H26年3月31日現在)	継続

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>新規</b> <b>サクラサク見沼田んぼプロジェクト推進事業</b> 見沼田んぼをステージに「日本一の桜回廊」の実現を目指し、桜に囲まれた自然環境豊かな魅力あるまちづくりを推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	①総延長:約 19.2km ②「日本一の桜回廊づくり寄附金」創設済み(H26.1.1)	①総延長:20km以上(H28年度末) ②継続(H28年度末)
	<b>身近な公園整備事業</b> 都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10㎡を目指します。 〔都市公園課〕	832 公園	868 公園 (H29年度末)
	<b>(仮称)セントラルパーク整備事業</b> 見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。 〔都市公園課〕	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)
	<b>加田屋地区自然環境公園整備事業</b> 見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。 〔都市公園課〕	検討	推進 (H29年度末)
	<b>見沼通船堀公園整備事業</b> 国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。 〔都市公園課〕	事業中(一部開設済)	事業中(グラウンド移転) (H29年度末)
	<b>歴史的資源の活用</b> 国指定史跡「見沼通船堀」は、平成6～9年度に整備を実施してから15年が経過し、全体の改修が必要な段階を迎えています。そこで、その価値を損なうことなく次世代に継承するために、見沼通船堀の保全と整備を実施します。 〔文化財保護課〕	①見沼通船堀の閘門や鈴木家住宅の修繕継続 ②休憩施設の設置完了	①実施設計 ②改修工事の実施 ③当該年度の工区以外の部分の公開



見沼田圃

## ②荒川シンボル軸づくり

荒川を緑のシンボル軸として引き続き保全を基本としながら、自然環境を活かしたエコロジカル・ネットワークの拠点の形成を進めます。また、周辺の緑との調和に努め、自然とのふれあいや緑に親しめるレクリエーション空間として活用します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<b>田島ヶ原サクラソウ自生地の保護</b> 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」を適切に保護するため、保存管理計画を基に保全措置、環境整備を進めます。 〔文化財保護課〕	①維持管理の実施継続 ②保存管理計画の策定(完了)	①植生管理方法の決定・実施・検証 ②自生地内及び周辺環境の環境整備
	<b>【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討</b> 無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。 〔みどり推進課〕	3地区 1.9ha (H25年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha
	<b>【再掲】 自然緑地の保全・整備事業</b> 市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。 〔みどり推進課〕	28地区 7.79ha (H25年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha
	<b>緑化に関する協議</b> 開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。 〔みどり推進課〕	79.4ha	150ha
	<b>【再掲】 身近な公園整備事業</b> 都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。 〔都市公園課〕	832公園	868公園 (H29年度末)

### ③元荒川シンボル軸づくり

元荒川では、貴重な自然環境の保全を基本として、自然環境を活かしたエコロジカル・ネットワークの拠点の形成を図るとともに、緑と歴史や文化に親しめる空間として活用します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>3 地区 1.9ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:8 地区 総面積:3.4ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:32 地区 総面積:9.2ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>79.4ha</p>	<p>150ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b></p> <p>都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10 m<sup>2</sup>を目指します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	<p>832 公園</p>	<p>868 公園 (H29 年度末)</p>

#### ④緑のシンボル核づくり

さまざまな緑を活用しながら、本市の歴史・文化資源と新しい都心空間の緑が融合する緑のシンボル核づくりに努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p><b>氷川参道整備事業</b></p> <p>本市の歴史文化と自然を象徴する重要なシンボルである氷川参道の樹木の保全を行いながら、快適な歩行空間を確保します。 〔氷川参道対策室〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参道並木保全のための並木敷きへの中低木の植栽</li> <li>歩行者専用化に向けた課題の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参道並木保全のための並木敷きへの中低木植栽完了(H28年度末)</li> <li>氷川緑道西通線の南区間供用開始に併せ、一部区間を歩行者専用化</li> </ul>
<p><b>視点1</b></p> <p><b>視点2</b></p>	<p><b>風致地区の保全</b></p> <p>風致地区の景観や緑豊かな住環境を維持していくために、市民・事業者の協力が不可欠であることから、制度の周知や啓発を推進します。 〔みどり推進課〕</p>	ホームページによる情報提供	推進
	<p><b>【再掲】</b></p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。 〔みどり推進課〕</p>	<p>3地区 1.9ha (H25年度末)</p>	<p>地区数:8地区 総面積:3.4ha</p>
	<p><b>【再掲】</b></p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。 〔みどり推進課〕</p>	<p>28地区 7.79ha (H25年度末)</p>	<p>地区数:32地区 総面積:9.2ha</p>
	<p><b>【再掲】</b></p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。 〔みどり推進課〕</p>	79.4ha	150ha
	<p><b>【再掲】</b></p> <p><b>身近な公園整備事業</b></p> <p>都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。 〔都市公園課〕</p>	832公園	868公園 (H29年度末)
	<p><b>都市計画道路の緑化推進</b></p> <p>都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。 〔道路計画課〕</p>	<p>道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本</p>	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<b>大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業</b> 大宮駅周辺地域戦略ビジョンに基づき、地域固有の自然環境を尊重した緑の創出や植栽基盤の確保を道路や公園、建物等が一体となって実現し、ヒートアイランドの緩和や自然を身近に感じられる快適な都市空間を形成します。 〔大宮駅東口まちづくり事務所〕	氷川緑道西通線(南区間)における用地買収率:約75%(H25年度単年度:約10%) 一部道路工事を開始	大宮駅東口地区の都市の骨格を形成する幹線道路である氷川緑道西通線の南区間を開通させる。また、北区間の開通に向け、用地買収を推進する。
	<b>緑化地域の指定検討</b> 建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。 〔みどり推進課〕	緑化地域制度連絡会に出席	導入に向けた検討
<b>視点2</b>	<b>花いっぱい運動の活動推進</b> 緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。 〔みどり推進課〕	①会員数:約3,400人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進
	<b>【再掲】</b> <b>(仮称)セントラルパーク整備事業</b> 見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。 〔都市公園課〕	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>【再掲】</b> <b>見沼田圃基本計画推進事業</b> 豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せ次期アクションプランを策定し、推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進
	<b>高沼用水路整備事業</b> 高沼用水路(東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。 〔河川課〕	①整備総延長:350m ②憩える場所の整備数:1箇所	高沼用水路東縁・西縁整備延長:5.02km

## ⑤緑の骨格軸づくり

河川・水路について、治水を基本として、多自然型護岸の整備、水質の保全と水量の確保、周辺の緑の保全と創出に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>3 地区 1.9ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:8 地区 総面積:3.4ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:32 地区 総面積:9.2ha</p>
	<p><b>事業場排水の水質検査</b></p> <p>工場・事業場に設置されている特定施設等の使用状況を確認し、排水の検査をすることで、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境を保全します。</p> <p style="text-align: right;">〔環境対策課〕</p>	<p>検査実施件数:201 件</p>	<p>継続</p>
	<p><b>下水道汚水事業</b></p> <p>市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を最優先に公共下水道(汚水)整備を実施します。また、市街化調整区域は、人口分布、土地利用状況などの地域特性を踏まえ、順次整備します。</p> <p style="text-align: right;">〔下水道計画課〕</p>	<p>下水道普及率:90.9% (H25 年度末)</p>	<p>下水道普及率:94% (参考値)</p>

## (2)都市の緑の核づくり

さいたま市を代表するような大規模な都市公園や農業公園、調節池などを都市の緑の核として位置づけます。このような緑の核は、都市環境の保全を先導し、都市に風格を与えるとともに、市民の憩いや自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーションや地域活動などの場となるほか、災害に強い都市づくりの面からも重要な拠点となることが期待されます。

### ①都市基幹公園などの整備

都市基幹公園と広域公園などについては、整備標準以上の確保と、各区に対応した配置・整備を目指します。また、緑化率は50%以上とするとともに、水環境や空気の浄化などの環境保全を先導する整備や、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備、地域特性などを活かしたテーマのある整備に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>(仮称)セントラルパーク整備事業</b> 見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。 〔都市公園課〕</p>	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>加田屋地区自然環境公園整備事業</b> 見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。 〔都市公園課〕</p>	検討	推進 (H29年度末)
	<p><b>秋葉の森総合公園整備事業</b> 緑に囲まれた良好な自然環境の中で、気軽にスポーツやレジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる施設を整備します。 〔都市公園課〕</p>	南側ゾーンの整備方針の検討(北側開設済)	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>見沼通船堀公園整備事業</b> 国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。 〔都市公園課〕</p>	事業中(一部開設済)	事業中(グラウンド移転) (H29年度末)
	<p><b>与野中央公園整備事業</b> 市街地における緑に囲まれた市民の運動の場や、被災時には避難活動にも活用できる場にもなる総合公園を整備します。 〔都市公園課〕</p>	事業中(一部開設済)	事業中 (未開設部分の工事着手)(H29年度末)

## ②都市レベルの大規模なオープンスペースの整備

市民の森、大宮花の丘農林公苑、ふるさとの緑の景観地など、都市公園以外の大規模なオープンスペースも緑の核として位置づけ、一層の市民利用の促進に努めます。

## ③災害の防止に役立つ緑の核づくり

都市の緑の核は、災害時における安全性を確保し、災害時のさまざまな活動を行ううえで大きな役割を果たしているため、防災という観点から整備に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>(仮称)セントラルパーク整備事業</b> 見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。 〔都市公園課〕</p>	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>与野中央公園整備事業</b> 市街地における緑に囲まれた市民の運動の場や、被災時には避難活動にも活用できる場にもなる総合公園を整備します。 〔都市公園課〕</p>	事業中(一部開設済)	事業中 (未開設部分の工事着手)(H29年度末)

### (3)市街地を包む緑の保全・活用

西区北部、見沼区南部、緑区東部、岩槻区北部・南部に広がる雑木林・屋敷林・農地などがまとまっている区域や、荒川周辺と綾瀬川・元荒川周辺に広がる水田を中心とした農地は、市街地を包むように位置しており、気象の緩和、雨水の調節、あるいは生き物の生息場所など、環境を支える基盤として大きな役割を果たしていることから、この一帯の区域では、樹林地や農地などの緑のまとまりに配慮した保全と活用に努めます。

#### ①まとまりのある樹林地の保全・活用・再生

西区北部、見沼区南部、緑区東部や岩槻区北部・南部は、武蔵野の面影を感じさせる地域です。このような豊かな緑を残す地域は市内でも少なくなってきており、貴重な自然環境の財産として保全と活用に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>3 地区 1.9ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:8 地区 総面積:3.4ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:32 地区 総面積:9.2ha</p>
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどり愛護会の活動支援</b></p> <p>市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>10 支部で21 箇所の保全活動を実施 会員数:248 人(H26 年 3 月 31 日現在)</p>	<p>継続</p>



大和田緑地公園特別緑地保全地区  
(見沼区)



みどり愛護会の活動

## ②農のあるまちづくり

農地は本市で最大の面積を占める緑であり、経済活動を通じて、さまざまな面から人と生き物のいのちを支えています。このような農地の保全・活用を進めて、農のあるまちづくりを推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p><b>地産地消事業</b></p> <p>農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。</p> <p>また、市内の特色ある花きや植木のブランド化による新たな市場開拓を推進します。</p> <p>〔農業政策課〕</p>	<p>①特別栽培農産物数：224件</p> <p>②エコファーマー：128人</p>	<p>①特別栽培農産物数：245件</p> <p>②エコファーマー：200人</p>
	<p><b>都市農業担い手育成事業</b></p> <p>都市農業の充実を図るため、農業経営者・認定農業者の育成支援や法人化を目指す農業者に対する相談会の実施等の支援を行うとともに、新規就農者の育成、農業法人化への推進に向け、情報提供や経営講習会・相談会等を実施し、農業経営の安定化を図ります。</p> <p>〔農業政策課〕</p>	<p>①認定農業者経営体数：151経営体</p> <p>②実施方針：策定済み</p> <p>③新規就農者数：年間9人</p>	<p>①認定農業者経営体数：180経営体</p> <p>②農業生産法人：7法人</p> <p>③新規就農者総数：95人／7年</p>
<b>視点2</b>	<p><b>市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業</b></p> <p>多様な主体による市民農園や農家の指導による栽培収穫体験ができる農園の支援を行います。</p> <p>〔農業政策課〕</p>	<p>市民農園数：74箇所</p> <p>見沼たんぼ内市民農園数：7箇所(2箇所減)</p>	<p>栽培収穫体験農園数：18箇所</p> <p>市民農園利用区画数：2,700区画</p>

#### (4) 緑の風の道づくり

見沼田圃や荒川などの大規模な緑地空間をはじめ、河川が夏季の風向きと合うように骨格を形成しており、風の通り道となり、暑い空気を冷やす働きを持っています。このような本市の緑の骨格軸の働きに着目し、清涼な空気が都市内に流れ込み、ヒートアイランド現象を緩和できるよう活用していきます。

#### 緑のシンボル軸などの保全・強化

見沼田圃、荒川、元荒川や河川を風の通り道の軸とし、周辺を含めて緑の保全と整備を進め、強化していくよう努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>【再掲】</b> <b>見沼田圃基本計画推進事業</b> 豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せ次期アクションプランを策定し、推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進
	<b>【再掲】</b> <b>特別緑地保全地区の指定検討</b> 無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。 〔みどり推進課〕	3 地区 1.9ha (H25 年度末)	地区数: 8 地区 総面積: 3.4ha
	<b>【再掲】</b> <b>自然緑地の保全・整備事業</b> 市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。 〔みどり推進課〕	28 地区 7.79ha (H25 年度末)	地区数: 32 地区 総面積: 9.2ha
	<b>【再掲】</b> <b>身近な公園整備事業</b> 都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10㎡を目指します。 〔都市公園課〕	832 公園	868 公園 (H29 年度末)

## 基本方針2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます

### (1) 樹木・樹林地の保全・活用・再生

市街地に点在するシンボルとなる樹木や雑木林・屋敷林などの樹林地は、さいたま市らしさを感じさせ、暮らしにうるおいを与える緑であるとともに、生き物の生息地などとして重要な役割を果たしています。また、一般住宅などの庭には、風格を感じさせるものや良好な景観を形成しているものも多くあり、地域の重要な緑の資産となっています。このような雑木林・屋敷林や庭は、土地所有者の協力をいただきながら、保全・活用、そして再生に努めます。

#### ① 樹木・樹林地の保全・活用・再生

市街地に点在する雑木林・屋敷林の保全・活用と再生を推進するとともに、シンボルとなる大木などの保全に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>3 地区 1.9ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数: 8 地区 総面積: 3.4ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数: 32 地区 総面積: 9.2ha</p>
	<p><b>新規</b></p> <p><b>景観重要樹木の指定</b></p> <p>地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木や歴史的・文化的意義のある樹木等を保全し、良好な景観を形成するため「景観重要樹木」を指定します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市計画課〕</p>	<p>3 本の樹木を指定 (H25 年度末)</p>	<p>継続</p>
	<p><b>保存樹木の指定</b></p> <p>街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①保存樹木の指定本数: 256 本(H25 年度末) ②啓発活動の実施</p>	<p>推進</p>
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどり愛護会の活動支援</b></p> <p>市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>10 支部で 21 箇所の保全活動を実施 会員数: 248 人(H26 年 3 月 31 日現在)</p>	<p>継続</p>

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p><b>税の優遇措置などの情報提供</b></p> <p>緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図れるよう、国の関係省に要望します。</p> <p>〔みどり推進課〕</p>	<p>九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出(H25年7月25日)</p>	<p>継続</p>



大和田緑地公園特別緑地保全地区(見沼区)



土呂自然の森(北区)



景観重要樹木「岩槻小学校のイチヨウ」  
(岩槻区)

## ②樹林地の担保性の向上に向けた取り組みの推進

樹林地についての評価基準や優先順位などを明確にし、市民の協力が得られるよう努めながら、公有地化を含む担保性の向上を図るプログラムに基づく取り組みを推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>3 地区 1.9ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数: 8 地区 総面積: 3.4ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数: 32 地区 総面積: 9.2ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>税の優遇措置などの情報提供</b></p> <p>緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図れるよう、国の関係省に要望します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出(H25年7月25日)</p>	<p>継続</p>

## (2)農地の保全・活用

市街地に点在している農地は、都市農業の拠点となるとともに、身近な緑として都市環境の保全や生き物の生息地、防災上の観点からも役立っているため、重要な緑として保全・活用に努めます。

### ①市街地の農地の保全

市街化区域内の農地は、重要な緑として生産緑地として保全することを基本とし、その他の農地についても追加指定などによって保全に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>地産地消事業</b></p> <p>農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。</p> <p>また、市内の特色ある花きや植木のブランド化による新たな市場開拓を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔農業政策課〕</p>	<p>①特別栽培農産物数： 224件</p> <p>②エコファーマー：128人</p>	<p>①特別栽培農産物数： 245件</p> <p>②エコファーマー：200人</p>
	<p><b>生産緑地に関する情報の提供</b></p> <p>生産緑地の買取申出があった場合に、市街化区域内の農地を保全することを目的に、農業委員会に対して、あっせん依頼のための情報提供に努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>平成25年買取申出件数：42件(H25年1月1日～12月31日)</p>	<p>継続</p>
	<p><b>生産緑地地区の指定</b></p> <p>市街化区域内の農地については、重要な緑として生産緑地地区として指定することにより、保全に努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>1,453地区 365.24ha (H26年1月1日現在) 【追加指定：13地区 1.2ha】</p>	<p>220ha</p>

### ②体験・交流の場としての活用

都市農業に対する理解を深め市民利用を推進していくために、市街地内に点在している農地を、農業体験の場・農業交流拠点として活用するよう努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<p><b>視点2</b></p>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業</b></p> <p>多様な主体による市民農園や農家の指導による栽培収穫体験ができる農園の支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔農業政策課〕</p>	<p>市民農園数：74箇所 見沼たんぼ内市民農園数：7箇所(2箇所減)</p>	<p>栽培収穫体験農園数： 18箇所 市民農園利用区画数： 2,700区画</p>

### (3)歴史・文化の緑の保全・育成

古くから人々が暮らしていたことを示すさまざまな遺跡や史跡、社寺などの歴史・文化資源は、まちの記憶をとどめる要素として重要であり、地域らしさをつくり出していることから、歴史・文化資源となる緑やこれらと一体となった緑は、保全と育成に努めます。

#### ①世界に誇る盆栽文化の保全・育成

緑の保全と育成を重点的に進めるとともに、盆栽関連施設を整備し、施設を核とした盆栽文化ネットワークを構築します。また、イベントの開催など積極的なPRを行い、本市らしい文化の創造と発信に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p><b>盆栽文化振興事業</b></p> <p>世界に誇る盆栽文化を広く国内外に発信する盆栽関連施設を整備するとともに、盆栽文化の振興を図ります。</p> <p>〔大宮盆栽美術館〕</p>	<p>①大宮盆栽美術館の開館(H21年度)</p> <p>②所蔵品等の調査・研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信</p>	<p>所蔵品等の調査、研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信</p>

#### ②社寺林などの保全・育成

市内に点在している社寺境内地の緑は、地域の緑のシンボルであり、その境内地は貴重な憩いの場となっているため、その保全と育成に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p>【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p>〔みどり推進課〕</p>	<p>3地区 1.9ha (H25年度末)</p>	<p>地区数:8地区 総面積:3.4ha</p>
	<p>【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p>〔みどり推進課〕</p>	<p>28地区 7.79ha (H25年度末)</p>	<p>地区数:32地区 総面積:9.2ha</p>

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>保存樹木の指定</b></p> <p>街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①保存樹木の指定本数： 256本(H25年度末)</p> <p>②啓発活動の実施</p>	推進

### ③さまざまな遺跡や史跡の保全・育成

市内には、古い歴史を物語る遺跡や岩槻城址をはじめとする史跡が多く分布しています。これら文化財である史跡・天然記念物などには緑を伴っているものも多いため、その保全と育成に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>歴史的資源の活用</b></p> <p>国指定史跡「見沼通船堀」は、平成6～9年度に整備を実施してから15年が経過し、全体の改修が必要な段階を迎えています。そこで、その価値を損なうことなく次世代に継承するために、見沼通船堀の保全と整備を実施します。</p> <p style="text-align: right;">〔文化財保護課〕</p>	<p>①見沼通船堀の閘門や鈴木家住宅の修繕継続</p> <p>②休憩施設の設置完了</p>	<p>①実施設計</p> <p>②改修工事の実施</p> <p>③当該年度の工区以外の部分の公開</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>保存樹木の指定</b></p> <p>街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①保存樹木の指定本数： 256本(H25年度末)</p> <p>②啓発活動の実施</p>	推進

#### (4)身近な緑の核づくり

地域の利用や活動に配慮した都市公園・グラウンドなどの緑とオープンスペースを身近な緑の核として位置づけ、一定のまとまりのある緑の核を身近な範囲(誘致圏 250m)内に確保するよう努めるとともに、地域住民が気軽に利用できる庭となるような緑の整備を推進します。

#### ①住区基幹公園などの整備

住区基幹公園については、地域の身近な緑の核として、公園不足区域を中心に、歩いて行ける距離に整備を推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b></p> <p>都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10㎡を目指します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	832 公園	868 公園 (H29 年度末)



緑ヶ丘公園(岩槻区)



御蔵白岡公園(見沼区)

## ②安全で魅力ある都市公園の整備

都市公園の整備に当たっては、地域に親しまれ、誰もが安心して利用でき、環境の改善や災害時の避難場所となるなど、有効に活用できることを基本とします。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b> 都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10㎡を目指します。 〔都市公園課〕</p>	832 公園	868 公園 (H29 年度末)
	<p><b>公共施設緑化マニュアル</b> 公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。 〔みどり推進課〕</p>	マニュアルの活用	継続
	<p><b>公園の芝生化</b> 近隣公園など、身近な公園の芝生化を推進します。また、芝生の管理については、市民協働による管理を検討し、管理費の軽減を図ります。 〔都市公園課〕</p>	累計 32 箇所 (H24 年度末)	芝生化の推進
	<p><b>市民意向を把握した整備・再整備方針の策定</b> 公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。 〔都市公園課〕</p>	設計段階で市民ニーズを把握	継続

## ③さまざまなオープンスペースの確保

都市公園以外の公共施設の緑地も身近な緑の核として位置づけ、一層の市民利用の促進に努めます。また、雑木林などの樹林地も、土地所有者の同意のもと、さまざまな手法によって緑の核として活用できるように努めます。

## (5)魅力ある緑のまちづくり

市の中央部を南北方向に縦断する鉄道沿線の都心・副都心を中心とする市街地においては、基盤整備などにあわせた緑の創出や、制度の活用、施設の緑化推進など、さまざまな手法によって緑を積極的に確保したまちづくりを推進します。

### ①都心部を中心とした緑の創出

都心を核とする中心市街地においては、緑の積極的な確保を目指した制度などの活用によって、緑を創出します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化地域の指定検討</b> 建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。 〔みどり推進課〕</p>	緑化地域制度連絡会に出席	導入に向けた検討
<b>視点2</b>	<p><b>みどりの街並みづくり助成事業</b> 市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。 〔みどり推進課〕</p>	<p>①創出された緑地： 累計 2,563.92 m<sup>2</sup> (H25年度:250.64 m<sup>2</sup>)</p> <p>②見直しに向けた検討</p>	<p>①総面積:5,000 m<sup>2</sup></p> <p>②検討</p>
	<p><b>地区計画による生垣設置の推進</b> 地区計画制度によるまちづくりを進める地区において、生垣等を選択肢の一つとした垣又はさくの制限導入を推進します。 〔都市計画課〕</p>	垣またはさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、2地区を決定	継続

### ②緑化重点地区の設定

緑の創出が必要である鉄道沿線の市街地、緑の減少が著しく、緊急的な緑の確保が必要である市街地を緑化重点地区として、各地区の現況と課題に応じて、具体的な緑化の方針を策定するとともに、公園の計画的な配置や緑に関する事業を重点的に実施していくものとします。

### ③開発などにあわせた緑の創出

開発などの面的な整備が行われる地区においては、周辺との調和や生き物の生息に配慮しながら、良質な緑を確保したまちづくりを推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	79.4ha	150ha
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>地区計画による生垣設置の推進</b></p> <p>地区計画制度によるまちづくりを進める地区において、生垣等を選択肢の一つとした垣又はさくの制限導入を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市計画課〕</p>	垣またはさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、2地区を決定	継続

### ④花と緑の駅づくり

駅と駅周辺において、まちの顔となる魅力ある表情づくりを重点的に推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>都市計画道路の緑化推進</b></p> <p>都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔道路計画課〕</p>	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花いっぱい運動の活動推進</b></p> <p>緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	①会員数:約 3,400人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	79.4ha	150ha

## (6)さまざまな緑化によるまちなみづくり

公共公益施設をはじめとして、建築物の敷地に整備される緑は、豊かなまちなみを形成するうえで重要であることから、さまざまな緑化手法を検討しながら、質の高い緑が確保されたまちなみづくりを推進します。

### ①公共公益施設の緑化推進

緑のまちなみづくりを推進していくうえでの先導的な役割を担っている公共公益施設について、敷地の25%以上の緑化に努めるとともに、質についてもモデルとなるような緑を確保します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<b>公共施設の緑のカーテンづくり</b> 緑のカーテンづくりに公共施設が先導して取り組むことにより、市民の緑に対する意識醸成を図ります。 〔みどり推進課〕	171施設で実施 (H25年度)	継続
	<b>公共施設の屋上緑化・壁面緑化</b> 公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。 〔みどり推進課〕	マニュアルの活用	継続
	<b>【再掲】 公共施設緑化マニュアル</b> 公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。 〔みどり推進課〕	マニュアルの活用	継続
	<b>新規 公共用地における樹木等の管理ガイドライン(指針)の策定</b> 公共用地における樹木等の維持管理や植栽方法のあり方を示したガイドライン(指針)の策定を検討します。 〔みどり推進課〕	検討	ガイドライン(指針)の策定 (H28年度末)

## ②学校の緑化推進

学校を環境教育や地域緑化の拠点として位置づけ、「公共施設緑化マニュアル」に基づき、ふさわしい緑を整備します。



常盤小学校の緑のカーテン  
(浦和区)

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花いっぱい運動の活動推進</b></p> <p>緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①会員数:約 3,400 人</p> <p>②10 区全てに支部を設立済み(H24 年度)</p>	推進
	<p><b>学校の緑のカーテン</b></p> <p>各学校での積極的な緑のカーテンづくりを推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔学校施設課〕</p>	<p>小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に設置</p> <p>第 2 回みどりのカーテンコンテスト実施</p>	推進
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	マニュアルの活用	継続
	<p><b>学校の芝生の維持管理</b></p> <p>学校敷地内の芝生について必要に応じ維持管理を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔学校施設課〕</p>	H22 年度に構築した維持管理システムの維持	維持
	<p><b>環境教育・学習推進事業</b></p> <p>一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の保全や創造につながる行動を自主的かつ意欲的に実践するきっかけとなる環境教育・学習を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔環境総務課・指導 1 課〕</p>	<p>〔環境総務課〕</p> <p>①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数: 9,613 人(H21～25 年度累計)</p> <p>②環境教育拠点施設数: 17 施設</p>	<p>①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数: 8,000 人(H26～29 年度累計)</p> <p>②環境教育拠点施設数: 20 施設(H29 年度)</p>
視点1		〔指導 1 課〕 研究発表校数 1 校	<p>研究発表校: 2 校(H26～H27 累計)</p> <p>※H27 年度をもって、環境教育の研究発表の終了</p> <p>※H28 年度からは、ESDの研究発表を行う。</p>

### ③住宅地の緑化推進

住宅地においては、生垣や庭木などの緑の保全と育成とともに、新たな緑の創出に努めるものとします。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>保存樹木の指定</b></p> <p>街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①保存樹木の指定本数： 256本(H25年度末)</p> <p>②啓発活動の実施</p>	<p>推進</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>79.4ha</p>	<p>150ha</p>
<p style="text-align: center;">視点2</p>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどりの街並みづくり助成事業</b></p> <p>市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①創出された緑地： 累計 2,563.92 m<sup>2</sup> (H25年度:250.64 m<sup>2</sup>)</p> <p>②見直しに向けた検討</p>	<p>①総面積:5,000 m<sup>2</sup></p> <p>②検討</p>

### ④商業・業務系施設の緑化推進

商業・業務系施設では、さまざまな手法の工夫による緑の表情づくりに配慮し、花や緑の情報発信を行っていくよう努めるものとします。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>79.4ha</p>	<p>150ha</p>
<p style="text-align: center;">視点2</p>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどりの街並みづくり助成事業</b></p> <p>市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①創出された緑地： 累計 2,563.92 m<sup>2</sup> (H25年度:250.64 m<sup>2</sup>)</p> <p>②見直しに向けた検討</p>	<p>①総面積:5,000 m<sup>2</sup></p> <p>②検討</p>

## ⑤工業系施設の緑化推進

工場・研究所などの事業所や工業団地などの工業系の施設は、地域にあってその環境を守っていく姿勢が求められます。特に大規模な事業所では、周辺の環境の保全や災害対策として、まとまりのある緑の保全・創出や地域住民への公開に努めるものとします。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	79.4ha	150ha
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどりの街並みづくり助成事業</b></p> <p>市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①創出された緑地： 累計 2,563.92 m<sup>2</sup> (H25年度:250.64 m<sup>2</sup>)</p> <p>②見直しに向けた検討</p>	<p>①総面積:5,000 m<sup>2</sup></p> <p>②検討</p>

## ⑥屋上緑化・壁面緑化の推進

中心市街地の緑を確保していくために、屋上緑化や壁面緑化の重点的な推進に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどりの街並みづくり助成事業</b></p> <p>市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①創出された緑地： 累計 2,563.92 m<sup>2</sup> (H25年度:250.64 m<sup>2</sup>)</p> <p>②見直しに向けた検討</p>	<p>①総面積:5,000 m<sup>2</sup></p> <p>②検討</p>
<b>視点2</b>	<p><b>家庭の緑のカーテン</b></p> <p>緑のカーテンづくりに取り組む市民に対し、講習会や育て方マニュアルの配布等を実施し、緑のカーテンづくりに取り組む家庭を増やします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①約1,700人にアンケートに答えてもらい、ゴーヤの種を配布</p> <p>②講習会の実施</p>	推進
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設の屋上緑化・壁面緑化</b></p> <p>公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	マニュアルの活用	継続

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;"><b>【再掲】</b></p> <p><b>緑化に関する協議</b> 開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。 〔みどり推進課〕</p>	79.4ha	150ha
<b>視点1</b>	<p><b>屋上緑化・壁面緑化に関する 情報提供の充実</b> 市のホームページやイベントなど多様な広報を利用して、屋上緑化・壁面緑化の理解と普及を図ります。 〔みどり推進課〕</p>	ホームページ・パンフレットによる情報提供、モデルとなる事例の紹介	継続
	<p style="text-align: right;"><b>【再掲】</b></p> <p><b>緑化地域の指定検討</b> 建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。 〔みどり推進課〕</p>	緑化地域制度連絡会に出席	導入に向けた検討

## 基本方針3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります

### (1) 東西を結ぶ緑の帯づくり

見沼田圃を中心として、荒川と元荒川を東西に結ぶ緑のつながりを確保することは、緑の骨格軸を通して流れてきた風を市街地に導く風の道となり、生き物の生息や移動のつながりのある緑の空間となるなど、本市の緑のネットワークがより大きな効果をもたらすと考えられることから、南北につながる緑のシンボル軸・骨格軸と東西をつなぐ緑の保全や緑化の推進などを積極的に進め、連続した緑の帯づくりに努めます。

#### ① まとまりのある緑の保全・育成

緑の帯にかかわる地域では、まとまりのある緑やつながりのある緑を保全するとともに、良好な緑としての育成に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>3 地区 1.9ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数: 8 地区 総面積: 3.4ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数: 32 地区 総面積: 9.2ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>マニュアルの活用</p>	<p>継続</p>

## ②連続性のある緑や水面の創出

市街地では、緑や水面の連続的な確保に努めます。特に緑が少ない都心部においては、積極的に緑の確保に努め、ネットワークの形成を推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化地域の指定検討</b> 建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。 〔みどり推進課〕</p>	緑化地域制度連絡会に出席	導入に向けた検討
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>都市計画道路の緑化推進</b> 都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。 〔道路計画課〕</p>	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b> 都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。 〔都市公園課〕</p>	832公園	868公園 (H29年度末)
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどりの街並みづくり助成事業</b> 市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。 〔みどり推進課〕</p>	①創出された緑地: 累計2,563.92㎡ (H25年度:250.64㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b> 開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。 〔みどり推進課〕</p>	79.4ha	150ha

## (2)安全で健康的な暮らしを支える緑の道のネットワークづくり

街路樹を中心とした道の緑は、目に触れやすい身近な緑であり、整備要望の多い緑です。また、良好な景観形成や大気の浄化に大きな役割を果たし、風の通り道やエコロジカル・ネットワークの一端を担っています。さらに、延焼防止や避難路の確保といった防災上の観点からも重要な緑であるため、沿道や街路樹としての生育環境に配慮しながら、ゆとりのある歩道空間の確保と街路樹の整備を推進し、安全で健康的な暮らしに役立つ道のネットワークづくりに努めます。

### ①都市計画道路の緑化推進

都市計画道路については、高木・低木・つる性植物などを利用した多様な手法による充実した街路樹の整備に努めます。また、地域にふさわしい樹種を選定し、地域に愛され快適に歩くことができる緑の道づくりを進めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>都市計画道路の緑化推進</b></p> <p>都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔道路計画課〕</p>	<p>道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本</p>	<p>植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>マニュアルの活用</p>	<p>継続</p>

### ②身近な道路の緑化推進

都市計画道路以外の道路で、歩道の幅員が十分に確保できない道路については、さまざまな工夫によって緑を確保するよう努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>マニュアルの活用</p>	<p>継続</p>

### ③自動車専用道路の緑化推進

自動車専用道路については、周辺的环境に対する影響を緩和するために、道路事業者の協力により、緑化に努めるものとします。

### ④街路樹の適切な維持管理の推進

道路空間では、街路樹の生長や機能に配慮した適切な維持管理に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	マニュアルの活用	継続
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>新規</b> <b>公共用地における樹木等の管理ガイドライン(指針)の策定</b></p> <p>公共用地における樹木等の維持管理や植栽方法のあり方を示したガイドライン(指針)の策定を検討します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	検討	ガイドライン(指針)の策定 (H28年度末)

### ⑤緩衝緑地の整備

市民の暮らしの安全性や快適性の向上を推進するために、地域の環境に大きな影響を与える施設などについては、延焼遮断帯となる緩衝緑地などの確保に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b></p> <p>都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10㎡を目指します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	832公園	868公園 (H29年度末)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>緑化に関する協議</b></p> <p>開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	79.4ha	150ha

## ⑥防災の道づくり

市街地において延焼の遅延効果を高め、避難路としての安全性を確保するため、道路の緑化と道に面した部分の樹林地・農地の保全や緑化に努め、緑の防災ネットワークの形成に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	マニュアルの活用	継続
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>都市計画道路の緑化推進</b></p> <p>都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔道路計画課〕</p>	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km
<b>視点2</b>	<p><b>生け垣助成制度</b></p> <p>住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(公財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	累計 349件 (H25年度:18件)	630件

### (3) 彩りのある緑の散歩道ネットワークづくり

街路樹や歩道のある道路と連結させながら、歩行者と自転車にとって安全で快適に移動できる全市民的な緑のネットワークの形成に努めます。

#### ① 緑道などの整備

歩行者が安全で快適に歩くことができ、自転車の走行にも配慮した緑道などの整備を推進します。

#### ② 地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ道のネットワークづくり

見沼田圃・荒川・元荒川などの緑や氷川参道・中山道・日光御成道などを活用し、市民との協働によって、散策路などの道のネットワークづくりを推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。 〔みどり推進課〕</p>	マニュアルの活用	継続
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>都市計画道路の緑化推進</b></p> <p>都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。 〔道路計画課〕</p>	道路整備延長:0km 高木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km

#### ③ 鉄道沿線の緑化推進

鉄道事業者や地域と連携しながら、鉄道敷の空間である線路わきの空地の形態にあわせて花と緑で緑化を進めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。 〔みどり推進課〕</p>	マニュアルの活用	継続

#### (4)水と風のネットワークづくり

河川・水路を活かし、市街地のすみずみに水と風が行き渡るように、水面の確保に努めるとともに、緑と水が一体となったネットワークの形成に努めます。

##### ①水面ネットワークの形成

市内に流れている多くの河川・水路の水量の確保に努め、さまざまな水面のネットワークを形成します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b></p> <p>都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10㎡を目指します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	832 公園	868 公園 (H29年度末)

##### ②健全な水循環の確保

水循環に配慮した都市づくりを進めるために、雨水を地中に戻すことを基本としながら、雨水を有効に利用した整備を推進します。

##### ③市街地を流れる緑の風の道づくり

風の道となる緑の帯の強化に努めるとともに、緑の帯と連続する緑と水面の確保に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>都市計画道路の緑化推進</b></p> <p>都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔道路計画課〕</p>	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>高沼用水路整備事業</b></p> <p>高沼用水路(東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔河川課〕</p>	①整備総延長:350m ②憩える場所の整備数: 1箇所	高沼用水路東縁・西縁 整備延長:5.02km

## (5)いのちきらめくエコロジカル・ネットワークづくり

緑のシンボル軸・骨格軸や緑の帯を中心として、その環境としての質の向上に努めるとともに、樹林地・農地・調整池・調節池・街路樹・公共公益施設などの緑を有機的に結びつけ、さまざまな生き物の生息・生育に配慮した、いのちきらめくエコロジカル・ネットワークの形成に努めます。

### ①生き物の生息地・生育地の保全・確保

緑のシンボル軸や骨格軸をエコロジカル・ネットワークの基軸とするため、緑の環境として保全と向上に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p><b>自然環境・水環境保全事業</b></p> <p>多様な動植物が生息する自然環境を保全するため、特定外来生物及び有害鳥獣の防除を行います。また、「さいたま市水環境プラン」に基づき、公共用水域の水質の調査・改善、雨水等の有効活用に取り組むとともに、水辺のサポート制度等による市民の参画を推進します。</p> <p>〔環境総務課・環境対策課〕</p>	<p>〔環境総務課〕</p> <p>①特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談に対し、調査・捕獲等による対応を実施 対応率:100%</p> <p>②有害鳥獣(特定外来生物を除く)被害に関する相談に対し、調査・捕獲等による対応を実施 対応率:100%</p>	<p>①特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談への対応率: 100%(H29年度)</p> <p>②有害鳥獣(特定外来生物を除く)被害に関する相談への対応率: 100%(H29年度)</p>
		<p>〔環境対策課〕</p> <p>③環境基準適合率: 92.6%(市全体)</p> <p>④市内小学校への雨水貯留タンクの設置 累計:28校 29基</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川調査地点数:23地点/各年度</li> <li>公共施設への雨水貯留タンク設置数:104基(H21年度からの累計)</li> <li>水辺のサポート制度の参加者(延べ人数):1442人/年度</li> </ul>
	<p><b>環境影響評価の実施</b></p> <p>大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。</p> <p>〔環境対策課〕</p>	<p>「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業」の準備書、「さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業」の調査計画書について審査を実施</p>	<p>継続</p>
	<p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p>〔みどり推進課〕</p>	<p>3地区 1.9ha (H25年度末)</p>	<p>地区数:8地区 総面積:3.4ha</p>

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数: 32 地区 総面積: 9.2ha</p>

## ②生き物が生息・生育できる施設の緑づくり

公園や公共公益施設などで確保する緑は、在来種をできるだけ利用しながら、生き物が生息できるよう配慮します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b></p> <p>都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10 m<sup>2</sup>を目指します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	<p>832 公園</p>	<p>868 公園 (H29 年度末)</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>公共施設緑化マニュアル</b></p> <p>公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>マニュアルの活用</p>	<p>継続</p>

## 基本方針4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます

### (1) 緑を育む意識づくり

緑のまちづくりを推進していくうえで、緑に関する理解を深め、また関心や意識を高めていくことが最も重要なことです。このため、緑に関する情報の提供を充実させることや、緑と接するさまざまな機会の提供に努めます。

#### ① 緑に関する情報提供の充実

緑に対する理解を深め、意識を高めていくために、さまざまな機会の提供や方法を活用しながら情報の提供と発信に努めていきます。また、特に市が有する情報については、市民にわかりやすく利用しやすいように提供するよう努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
視点1	<b>緑に関する広報活動</b> 市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取り組みを紹介するよう努めます。 〔みどり推進課〕	市ホームページやイベントなどで取り組みを紹介	継続
視点1	<b>ガイドブックなどの発行</b> 地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。 〔みどり推進課〕	「見沼田んぼ桜回廊2014」 「見沼田んぼ見どころガイド」 「緑のカーテンスターブック」	推進
視点1 視点2	<b>【再掲】 見沼田圃基本計画推進事業</b> 豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せ次期アクションプランを策定し、推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進
視点1	<b>農情報ガイドブック・マップ作成事業</b> 市内の観光農園・直売所・特産品の紹介などの農業関連情報を掲載したガイドブックにより市内産農産物のPRを図ります。 〔農業政策課〕	16,000部作成	継続
視点1	<b>新規 緑化活動等の地図による情報の提供</b> 花いっぱい運動やみどり愛護会、花と緑のパイロット等のボランティア活動、及びオープンガーデン等の緑化活動を地図により可視化し、多くの市民に活動状況を周知することで緑をより身近なものにします。 〔みどり推進課〕	検討	推進

## ②緑に関する表彰制度の実施

緑にかかわる取り組みや活動を促進していくために、市民・団体・事業者などの緑の保全や緑化推進に関する優れた取り組みを積極的にPRするとともに、表彰していく制度の充実に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>みどりの功労賞表彰の実施</b> みどりの保全や緑化の推進に寄与したと認められる者で、地域社会への功績が顕著であり、かつ、他の模範となるものに、その功労を讃えるため、みどりの功労賞表彰を実施します。 〔みどり推進課〕	個人:5件 団体:5件	継続

## ③緑にふれあう機会の提供

市民が緑に親しみ、身近に感じることができる機会として、さまざまなイベントや緑とふれあうことのできる事業などを実施します。これらのイベントは、市民の環境教育・環境学習の機会としても活用します。



みどりの祭典

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>シビックグリーンさいたまの開催</b> 市民が緑に触れる機会を提供し、緑化推進の重要性・必要性を啓発することで、市民や訪れる人の誰もが緑の豊かさを身近に感じることができる『緑豊かで質の高いまちづくり』を推進します。 〔みどり推進課〕	「第12回シビックグリーンさいたま」の開催 花と緑の祭典:参加人数約80,000人	継続
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>みどりの祭典の開催</b> 「みどりに親しみ、みどりから学び、みどりを守り育てましょう!」というスローガンのもと、さいたまみどりの祭典を開催し、みどりにふれあう機会を提供していきます。 〔みどり推進課〕	開催日:10月19日、20日 参加者:約5,100人	継続
<b>視点1</b>	<b>【再掲】</b> <b>ガイドブックなどの発行</b> 地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。 〔みどり推進課〕	「見沼田んぼ桜回廊2014」 「見沼田んぼ見どころガイド」 「緑のカーテンスターブック」	推進

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<b>緑環境講座の充実</b> 生涯学習総合センター及び地区公民館において自然や緑に関する事業(講座)を実施します。 〔生涯学習総合センター〕	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数: 18事業(講座) (H25年度末)	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数: 25事業(講座)

#### ④緑に関する調査研究の推進

緑に関するデータの整備を進めるとともに、整理されたデータを市民に公開していくよう努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<b>新規</b> <b>緑の現況調査の実施</b> 平成32年度に行う緑の基本計画の改訂を前に、市内の緑の現況を調査し、緑の基本計画改訂に当たっての基礎資料として今後の緑施策に活用していきます。 〔みどり推進課〕	調査方法の検討	緑被現況調査の実施

#### (2)市民・団体・事業者との協働による花と緑づくり

市民・団体・事業者が緑のまちづくりに具体的にかかわることができる仕組みを検討します。特に、未利用地や公共空間などを活用した緑化活動の推進によって、積極的に花と緑の創出に努めます。

#### ①オープンガーデンの促進

住宅の庭や事業所の緑は、市内に点在している身近な緑であると同時に、地域の財産でもあります。それらの緑を市民に公開するオープンガーデンの促進に努めます。



オープンガーデン(緑区)

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>新規</b> <b>オープンガーデンの推進</b> いくつかの区で実施しているオープンガーデン事業を市としてPRを積極的に図り、市内全域に拡大できるように検討します。 〔みどり推進課〕	検討	推進

## ②コミュニティガーデンづくりの推進

これまで推進されてきた市民花壇を活用した花いっぱい運動をさらに発展させていくために、公共公益施設や未利用地などを有効に活用します。また、市民・ボランティア・NPO・事業者の参加によって公共空間などを緑化する取り組みであるコミュニティガーデンづくりを推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花いっぱい運動の活動推進</b></p> <p>緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①会員数:約 3,400 人</p> <p>②10区全てに支部を設立済み(H24年度)</p>	推進
	<p><b>未利用市有地を活用した緑地化</b></p> <p>未利用市有地の調査・検討を行い、適地を緑地化します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	1箇所(H25年度)	推進



花いっぱい運動の活動

### ③愛着の持てる公園づくり

公園が地域に親しまれ、利用されていくため、今後の整備・再整備に当たっては、市民と連携・協働しながら推進します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>身近な公園整備事業</b></p> <p>都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積 10㎡を目指します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	832 公園	868 公園 (H29 年度末)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>市民意向を把握した 整備・再整備方針の策定</b></p> <p>公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	設計段階で市民ニーズを把握	継続
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花いっぱい運動の活動推進</b></p> <p>緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	①会員数:約 3,400 人 ②10 区全てに支部を設立済み(H24 年度)	推進
	<p><b>指定管理者制度の活用</b></p> <p>都市公園の管理を指定管理者制度を導入しています。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	制度導入済み	継続して実施
	<p><b>ネーミングライツの促進</b></p> <p>施設に対して名称をつけることのできる権利の売却を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔都市公園課〕</p>	継続して実施	新規箇所について検討
	<p style="text-align: right;"><b>新規</b> 【再掲】</p> <p><b>公共用地における樹木等の 管理ガイドライン(指針)の策定</b></p> <p>公共用地における樹木等の維持管理や植栽方法のあり方を示したガイドライン(指針)の策定を検討します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	検討	ガイドライン(指針)の策定 (H28 年度末)

#### ④愛着の持てる樹林地・農地づくり

樹林地や農地を愛着を持って育てていくために、市民やボランティアなどがかわることができる仕組みづくりに努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>特別緑地保全地区の指定検討</b></p> <p>無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>3 地区 1.9ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:8 地区 総面積:3.4ha</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>自然緑地の保全・整備事業</b></p> <p>市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>28 地区 7.79ha (H25 年度末)</p>	<p>地区数:32 地区 総面積:9.2ha</p>
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどり愛護会の活動支援</b></p> <p>市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>10 支部で21 箇所の保全活動を実施 会員数:248 人(H26 年 3 月 31 日現在)</p>	<p>継続</p>
<b>視点2</b>	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業</b></p> <p>多様な主体による市民農園や農家の指導による栽培収穫体験ができる農園の支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔農業政策課〕</p>	<p>市民農園数:74 箇所 見沼たんぼ内市民農園数:7 箇所(2 箇所減)</p>	<p>栽培収穫体験農園数:18 箇所 市民農園利用区画数:2,700 区画</p>

### (3) 緑の人材の育成と活用

緑や自然を大切にすることを増やすために、子どもたちを中心とした学習プログラムの推進や緑のまちづくりを担う人材の育成に努めます。また、ボランティアやNPOなどとの連携の強化を進めます。

#### ① 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の場となる緑の活用と、有効な学習プログラムづくりに努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点1</b> <b>視点2</b>	<b>【再掲】</b> <b>環境教育・学習推進事業</b> 一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の保全や創造につながる行動を自主的かつ意欲的に実践するきっかけとなる環境教育・学習を推進します。 〔環境総務課・指導1課〕	〔環境総務課〕 ①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数：9,613人(H21～25年度累計) ②環境教育拠点施設数：17施設	①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数：8,000人(H26～29年度累計) ②環境教育拠点施設数：20施設(H29年度)
		〔指導1課〕 研究発表校数：1校	研究発表校：2校(H26～H27累計) ※H27年度をもって、環境教育の研究発表の終了 ※H28年度からは、ESDの研究発表を行う。
<b>視点1</b>	<b>新規</b> <b>景観啓発事業の推進</b> 市民等が景観について関心を持ち、景観がより身近なものにするための景観啓発活動を行います。 〔都市計画課〕	イベント等における啓発活動	継続

#### ② 専門知識や技能を持った市民の育成・活用

緑や花に関する専門的な知識や技能を持つ市民を増やすために有効なプログラムづくりを進めるとともに、このような市民が活躍できる場づくりに努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>視点2</b>	<b>花と緑のパイロット事業</b> 花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることにより、家庭から地域の緑を増やしていきます。 〔みどり推進課〕	委嘱人数：259人 (H25年度末)	継続
	<b>花づくり講習会</b> 家庭内緑化の推進を図るため、花づくり講習会を実施します。 〔みどり推進課〕	市内5会場において「花の寄せ植え講習会」を開催：198人参加	継続

### ③緑のボランティア・団体などの育成・支援

花と緑のまちづくりを先導する「花いっぱい運動推進会」や「みどり愛護会」などのボランティアの活動を支援するとともに、NPOなどとの連携の強化に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花いっぱい運動の活動推進</b></p> <p>緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①会員数:約 3,400 人</p> <p>②10区全てに支部を設立済み(H24年度)</p>	推進
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどり愛護会の活動支援</b></p> <p>市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>10支部で21箇所の保全活動を実施</p> <p>会員数:248人(H26年3月31日現在)</p>	継続
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花と緑のパイロット事業</b></p> <p>花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることにより、家庭から地域の緑を増やしていきます。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>委嘱人数:259人(H25年度末)</p>	継続
	<p><b>市民活動等支援事業</b></p> <p>市民の自主的な活動の活発化を図るために、市民活動や協働についての情報提供やイベントの開催などによる相互交流の場を創出するとともに、市民活動を支援するために必要な施策を実施します。</p> <p style="text-align: right;">〔市民活動支援室〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者(NPO法人)と協働で市民活動サポートセンターの管理運営を実施し、フェスティバル等の交流イベントや講座を開催することで、学習や交流の機会を提供</li> <li>・ 親子で朝顔を育てる「アサガオ咲かせ隊」の募集</li> </ul>	推進

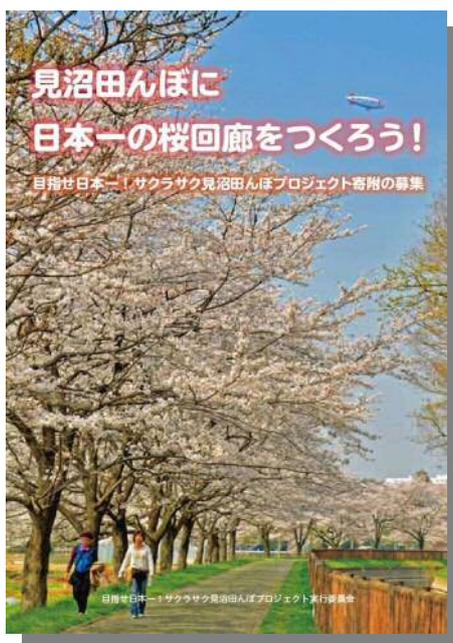
#### (4)市民・団体・事業者の取り組みの支援体制づくり

市民・団体・事業者の自主的な取り組みを促進するためには、経済的・技術的な支援をしていくことが求められます。このため、総合的な支援体制づくりを推進します。

#### ①緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設

緑の保全や緑化推進を経済的に支えていくために、民間からの寄付金などによる緑の基金の創設を検討します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
<b>新規</b> <b>【再掲】</b> <b>サクラサク見沼たんぼプロジェクト推進事業</b> 見沼たんぼをステージに「日本一の桜回廊」の実現を目指し、桜に囲まれた自然環境豊かな魅力あるまちづくりを推進します。 〔見沼田圃政策推進室〕	<b>視点1</b> <b>視点2</b>	①総延長：約 19.2km ②「日本一の桜回廊づくり寄附金」創設済み (H26.1.1)	①総延長：20km 以上 (H28年度末) ②継続 (H28年度末)



※ 本プロジェクトで重点的に防護柵の改善や、桜回廊散策路等の整備を行う場所。



見沼田圃の桜回廊

## ②市民・団体・事業者の取り組みの支援

市民・団体・事業者の取り組みを支えるために、市はさまざまな支援制度の推進・充実に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>みどりの街並みづくり助成事業</b> 市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。 〔みどり推進課〕</p>	<p>①創出された緑地： 累計 2,563.92 m<sup>2</sup> (H25年度:250.64 m<sup>2</sup>)</p> <p>②見直しに向けた検討</p>	<p>①総面積:5,000 m<sup>2</sup> ②検討</p>
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>生け垣助成制度</b> 住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(公財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。 〔みどり推進課〕</p>	<p>累計 349 件 (H25年度:18 件)</p>	<p>630 件</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>保存樹木の指定</b> 街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。 〔みどり推進課〕</p>	<p>①保存樹木の指定本数： 256 本(H25年度末)</p> <p>②啓発活動の実施</p>	<p>推進</p>
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花と緑のパイロット事業</b> 花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることにより、家庭から地域の緑を増やしていきます。 〔みどり推進課〕</p>	<p>委嘱人数:259 人 (H25年度末)</p>	<p>継続</p>
	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>税の優遇措置などの情報提供</b> 緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図れるよう、国の関係省に要望します。 〔みどり推進課〕</p>	<p>九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出(H25年7月25日)</p>	<p>継続</p>
視点2	<p style="text-align: right;">新規</p> <p><b>記念樹贈呈事業</b> 婚姻・出生・新築といった人生の節目のお祝いを記念して、苗木を贈呈します。 〔みどり推進課〕</p>	<p>累計 49,903 本 (H21~25年度) (H25年度:9,702 本)</p>	<p>継続</p>

### ③緑の基本計画を支える条例などの充実

緑の基本計画を具体的なものとするために、制度の面から支えていく必要があります。このため、さいたま市みどりの条例など、制度の見直しと充実に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<b>制度拡充に伴う条例などの整備</b> 緑の基本計画を具体的なものとするために、条例など、制度の見直しと充実に努めます。 〔みどり推進課〕	検討	継続

### (5)環境に配慮した緑を確保する仕組みづくり

緑を増やすという視点だけではなく、どのような緑を確保するのか、そしていかに維持管理していくのかという視点を踏まえ、緑の質の向上や維持管理をよく考えた仕組みづくりや体制づくりを推進します。

### ①環境に配慮した緑化指導の充実

開発行為や建築行為に対して、それぞれの行為が環境に配慮したものとなるよう、適切な誘導を行う仕組み・体制の強化に努めます。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
	<b>緑化に関する協議</b> 【再掲】 開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。 〔みどり推進課〕	79.4ha	150ha
	<b>環境影響評価の実施</b> 【再掲】 大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。 〔環境対策課〕	「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業」の準備書、「さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業」の調査計画書について審査を実施	継続

## ②緑のリサイクルの推進

循環型社会を実現するための取り組みとして、公園や道路の維持管理で発生した剪定枝や落ち葉のリサイクルを行っています。今後は、その充実と、市民や事業者も参加できる緑のリサイクルシステムの構築を検討します。

2つの視点	事業の名称と概要 〔担当課所室〕	計画目標	
		現況(H25年度)	目標年次(H32年度)
視点2	<p style="text-align: right;">【再掲】</p> <p><b>花いっぱい運動の活動推進</b></p> <p>緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">〔みどり推進課〕</p>	<p>①会員数:約 3,400 人</p> <p>②10区全てに支部を設立済み(H24年度)</p>	推進